

前橋市防災協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害発生時（以下「大規模災害時」という。）において、事業所等が保有する能力や資源を地域の重要な防災力であると位置づけ、前橋市防災協力事業所登録制度（以下「制度」という。）を構築し、市、事業所等、地域等が連携した防災協力体制の強化を図ると共に、ボランティア精神に基づく事業所等の防災協力活動（以下「防災協力」という。）を促進することにより安全で安心なまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、市内に店舗、工場、事務所等を有するものをいう。

(災害の種類)

第3条 この要綱において、「大規模災害時」の種類とは、地震災害・風水害（台風・集中豪雨）、大規模な事故（列車事故等）を指す。

(登録手続き)

第4条 制度に登録しようとする事業所等は、防災協力の項目を定めて前橋市防災協力事業所登録申請書（様式第1号）により市長に届け出るものとする。また、登録内容を変更するときは、前橋市防災協力事業所登録事項変更届出書（様式第2号）により届出するものとする。なお、登録された事業所等については、市から地元自治会等へ同事業所を紹介し、相互の連携強化を図れるよう調整する。

- 2 市長は前項に規定する申請書の提出があったときはその内容を審査し、登録することが決定した事業所等には、登録証（様式第3号）及び登録ステッカーを交付する。なお、この登録証等は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は制度に登録しようとする事業所等が次の審査基準のいずれかに該当するときは、登録の届け出を受理しないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
 - (2) 前橋市の市税を滞納している事業所
 - (3) 登録申請時点において、指名停止を受けている事業所等
 - (4) 前号に掲げるもののほか、登録の届出を受理することが適当でないと市長が認める事業所等
- 4 市長は前項の規定により、必要に応じて、制度に登録しようとする事業所について関係機関（警察、市税務・契約部局等）に確認を行うことができる。ただし、当該確認のため、個人情報を提供するときは、予め本人から同意を得る

ものとする。

(災害時協力項目・期間)

第5条 制度に登録された事業所等（以下「登録事業所」という。）は、大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な活動について、自らの判断で地域と連携して防災協力活動を実施するものとし、協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として、事業所本来の業務に支障とならない期間とする。なお、活動報告等は特に求めないが口頭で活動内容を確認する場合がある。

- (1) 人的協力
- (2) 物的協力
- (3) 施設・設備等の提供
- (4) その他防災上必要な協力

(平常時協力項目)

第6条 登録事業所は、平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域行事等への参加
- (4) その他

(登録事業所の公表等)

第7条 市長は登録事業所の名称、所在地等を市のホームページ、その他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが前橋市防災協力事業所であることを名刺やパンフレット等の印刷物に表示することができる。ただし、この際、事前に本市において表示内容等を確認し、本市の公共団体としての品位、公共性、及び公益性を妨げる可能性があるもの、市民に不利益を与える可能性があるもの、その他市長が適当でないと認める場合、表示することはできないものとする。

(経費負担)

第8条 第5条及び第6条の規定による協力項目の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第9条 登録期間は登録証の交付の日から2年間とする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業所から登録の抹消の申出がない場合は、さらに2年間登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第10条 登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を抹消するものとし、前橋市防災協力事業所登録抹消届出書（様式第4号）により届出するものとする。

- (1) 登録事業所が廃業した場合
- (2) 市内に事業所を有しなくなった場合
- (3) 登録事業所が登録の抹消を申し出た場合
- (4) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できない場合
- (5) 登録事業所が法令等に違反した場合
- (6) その他、事業所を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

(登録証等の返還)

第11条 前条により、登録を抹消された事業所は、速やかに登録証及び登録ステッカーを市長に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。